

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年9月28日

【会社名】 ハリマ化成株式会社

【英訳名】 HARIMA CHEMICALS, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長谷川 吉弘

【本店の所在の場所】 兵庫県加古川市野口町水足671番地の4
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は
下記で行っております。)

【最寄りの連絡場所】 大阪府中央区今橋4丁目4番7号

【電話番号】 (06) 6201-2461 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 金城 照夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第65期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

（訂正前）

当社の配当政策の基本的な考え方は、安定した配当を継続して実施するとともに、将来の積極的な事業展開に備えて内部留保の充実に努め経営基盤の強化を図ってまいります。

当社は、会社法第459条の規程に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当、期末配当ともに取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、1株当たり年間15円(中間配当金6円、期末配当金6円、記念配当金3円)を実施いたしました。

内部留保につきましては財務体質の強化、研究開発活動への投資、生産体制の整備充実などに活用してまいります。なお、第65期の中間配当についての取締役会決議は平成18年11月10日に行っております。

（訂正後）

当社の配当政策の基本的な考え方は、安定した配当を継続して実施するとともに、将来の積極的な事業展開に備えて内部留保の充実に努め経営基盤の強化を図ってまいります。

当社は、会社法第459条の規程に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当、期末配当ともに取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、1株当たり年間15円(中間配当金6円、期末配当

金6円、記念配当金3円)を実施いたしました。

内部留保につきましては財務体質の強化、研究開発活動への投資、生産体制の整備充実などに活用してまいります。なお、第65期の中間配当についての取締役会決議は平成18年11月10日に行っております。

なお、当事業年度の剰余金の配当は次の通りであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成18年11月10日取締役会決議	155,836	6
平成19年5月24日取締役会決議	233,716	9

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(基本的な考え方)、(1)～(3) <省略>

(4) その他

当社は、株主の皆様に対する剰余金の配当を機動的に行うことができるように、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

(訂正後)

(基本的な考え方)、(1)～(3) <省略>

(4) その他

①取締役の定数

当社の取締役は、12名以内とする旨を定款に定めております。

②取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を、また、その決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

③剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主の皆様に対する剰余金の配当を機動的に行うことができるように、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

④株主総会の特別決議の方法

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款で定めております。

以上